緑政土木局総合評価落札方式による入札実施試行要領（建設コンサルタント業務用）

（趣旨）

第１条　この要領は、緑政土木局が発注する建設コンサルタント業務委託契約において、総合評価落札方式による入札を実施するために必要な事項を定める。この要領は、公共工事の品質確保の促進を図ることを目的として実施する総合評価落札方式による緑政土木局が実施する入札を対象とする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

（１）総合評価落札方式　公共工事の品質確保の促進を図ることを目的に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第１６７条の１０の２に規定する価格その他の条件が、本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

（２）建設コンサルタント業務　土木・造園関係の建設コンサルタント業務で、土木・造園に関する工事の設計、調査、検討、企画及び立案などを実施する業務をいう。

（３）自己評価型　１号に規定する方式による入札のうち、入札者が自ら評価を行い、その結果を用いて落札候補者を決定する方法をいう。

（４）市要綱　名古屋市契約事務手続要綱（17財監第66号）をいう。

（５）総合評価委員　緑政土木局総合評価委員選任要領（建設コンサルタント業務用）に基づく緑政土木局総合評価委員をいう。

（６）技術提案等　技術提案、同種・類似建設コンサルタント業務の履行実績、業務委託成績及び社会性等をいう。

（７）技術提案等資料　技術提案等を評価・確認するための資料をいう。

（８）評価基準等　技術提案等を評価するための、評価項目、評価基準及びその配点並びにその他評価に必要な事項をいう。

（９）市評価加算点　入札者の技術提案等について、あらかじめ設定した評価基準等に基づき、局長が算出した加算点をいう。

（実施方式）

第３条　総合評価落札方式の実施方式は、次に掲げる方式のいずれかによるものとする。

（１）簡易型　技術的工夫の余地が少ない業務について同種・類似建設コンサルタント業務の履行実績、業務委託成績及び社会性等と入札価格を総合的に評価するもの。

（２）標準型　技術的工夫の余地がある業務について、技術提案、同種・類似建設コンサルタント業務の履行実績、実務経験及び社会性等と入札価格を総合的に評価するもの。

（実施建設コンサルタント業務の決定）

第４条　緑政土木局長は、一般競争入札を実施する建設コンサルタント業務のうち、第３条に規定する総合評価落札方式の実施建設コンサルタント業務候補を選定するものとし、候補の選定にあたっては、建設コンサルタント業務対象の用途及び規模、業務内容などを考慮するものとする。

（評価基準等の設定）

第５条　緑政土木局長は、技術提案等を評価するため、あらかじめ評価基準等を設定する。

２　評価基準等の設定にあたっては、第３条に規定する実施方式に応じて、技術提案、企業の建設コンサルタント業務実績、配置予定技術者の建設コンサルタント業務実績、地域貢献・地域精通度及び本市施策への貢献などの評価分野を設定し、当該分野ごとに、建設コンサルタント業務の種類、規模、履行内容など第４条に規定する実施建設コンサルタント業務候補の特性に応じて、評価項目、評価基準及びその配点を設定する。（別紙１，２「評価項目の設定例」を参照）ただし、「政府調達に関する協定」の対象となる建設コンサルタント業務については、事業所の所在地条件の設定ができないことから地域貢献・地域精通度などの評価項目の設定については十分考慮すること。

３　評価基準等の設定にあたっては、２人以上の総合評価委員から意見を聴かなければならない。

４　前項の意見聴取は個別の実施建設コンサルタント業務委託ごとに行うものとする。ただし、緑政土木局長は、総合評価委員の意見を聴いた上で、実施建設コンサルタント業務に共通して設定することができる評価基準等（以下「共通評価基準等」という。）を定めることができ、この場合において、個別の実施建設コンサルタント業務に共通評価基準等を適用しようとするときは、当該共通評価基準等に係る個別の意見聴取は要しないものとする。

（総合評価及び落札者の決定方法）

第６条　緑政土木局長は、総合評価落札方式による入札の実施にあたっては、次の式によって算出する総合評価値をもって入札者の評価を行う。当該総合評価値の算出にあたっては、入札価格は消費税及び地方消費税を除いた価格とする（以下同じ。）。

なお、入札価格が据置価格を下回った場合は、入札価格にかえて据置価格を代入して算出する。据置価格は名古屋市低入札価格調査要領第２条により定められた調査基準価格とする。

総合評価値 ＝ （評価点／入札価格）× 10,000,000

２　前項に定める評価点とは、次に掲げる標準点と加算点の合計をいう。

（１）標準点　入札者に一律に付与する得点

加算点

ア　簡易型の場合　入札者の技術提案等について、あらかじめ設定した評価基準等に基づき入札者が算出し、入札書に記載した得点（以下「自己評価加算点」という。）をいう。

ただし、技術提案等資料を提出した者にあっては市評価加算点の各評価分野の得点と、自己評価加算点申告表（入札者が自己評価加算点の評価分野ごとの内訳を記載し、入札時に提出するもの）に記載された各評価分野の得点を評価分野毎に比較し、いずれか低い得点の合計点をいう。

イ　標準型の場合　市評価加算点をいう。

３　技術提案等資料を提出しない者のした入札は無効とし、当該入札者の評価は行なわない。

４　技術提案等資料の作成に関し不正が行われたと認められる場合は、当該入札者のした入札は無効とする。

５　簡易型の場合で、入札書に自己評価加算点申告表の提出がない者のした入札は無効とする。

6　緑政土木局長は、次の各号に掲げる条件を満たす入札者のうち、第１項により算出した総合評価値の最も高い者を落札者として決定する
（１）入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税を除いた価格とする。以下同じ。）以下であること。
（２）総合評価値が、次の式によって算出する基準評価値を下回っていないこと。
基準評価値＝（標準点／予定価格）× 10,000,000
7　前項の落札者の決定において、総合評価値の最も高い者が２者以上あるときは、次の方法により落札者を決定する。
（１）評価点が高い者を上位とする。
（２）（１）が同点であった場合は、入札金額が低い者を上位とする。
（３）（２）が同額であった場合は、くじにより決定する。
8　入札後資格確認型一般競争入札を行う場合は、前２項中「落札者」を「落札候補者」と読み替えるものとする。

（入札公告に掲げる事項）
第７条　緑政土木局長は、総合評価落札方式による入札を実施する場合は、市要綱第４条第１項各号に規定する事項に加えて、次の事項について公告する。
（１）総合評価落札方式により一般競争入札を実施すること
（２）評価基準等に関すること
（３）総合評価及び落札者の決定方法に関すること

（簡易型における申請書等の提出及び落札者の決定）
第　８条　簡易型の場合、落札候補者は、落札候補者決定通知を受けた後、資格確認申請書及び技術提案等資料（以下「申請書等」という。）を提出する。緑政土木局長は、提出された技術提案等資料により市評価加算点を算出し、自己評価加算点及び市評価加算点により、加算点を算出する。
2　前項により算出した加算点が自己評価加算点を下回る場合、緑政土木局長は、総合評価値を再度算出する。その結果、別の入札者を落札候補者とすべき場合には、落札候補者決定を取り消し、新たに総合評価値の最も高くなった者を落札候補者として決定した上で、前項の手続きを行う。
3　緑政土木局長は、前二項により、総合評価値の最も高い落札候補者を確認した上で、その者の申請書等を確認し、落札者として決定する。
4　緑政土木局長は、必要があると認める時は、申請書等を提出した者に対して、説明を求めるとともに、必要な指示をすることができる。

（標準型における評価及びヒアリング）
第９条　緑政土木局長は、あらかじめ入札公告及び入札説明書で示された評価基準等に基づき、当該入札者の技術提案等を評価して加算点を決定する。
2　前項に掲げる技術提案等の評価及び加算点の決定にあたっては、簡易型の場合を除き、総合評価委員の意見を聴かなければならない。
3　緑政土木局長は、入札者の技術提案等を評価する場合においては、必要に応じて入札者に対して、提出された技術提案等資料について、ヒアリングを実施するとともに、必要な指示をすることができる。

（技術提案等の内容の契約図書への明示）

第１０条　緑政土木局長は、契約の締結にあたり、落札者が提示した技術提案等のうち、当該建設コンサルタント業務に関する提案内容について、契約上履行すべき事項である旨を、契約図書において明示する。（別紙３「総合評価落札方式による契約に関する特約条項」参照）

（評価結果等の公表）

第１１条　緑政土木局長は、総合評価落札方式による入札を実施した場合は、市要綱第７２条第１項に規定する事項に加え、入札者の次の各号に掲げる事項を、原則として契約締結後（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年名古屋市条例第43号）第 2条に定める議会の議決に付すべき契約を行う場合は仮契約締結後）速やかに公表する。

（１）標準点

（２）自己評価加算点（簡易型の場合のみ）

（３）加算点

（４）評価点

（５）総合評価値（公表にあたっては、小数点第５位以下を切捨てる。）

２　前項の規定は、前項各号に掲げる事項を落札者決定後に公表することを妨げるものではない。

（評価理由の説明）

第１２条　入札者は、第１０条第１項に規定する評価結果等の公表があった日の翌日から起算して７日（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第２条第１項に定める休日を含まない。）以内に、当該入札者本人における技術提案等の評価の理由について、緑政土木局長に対して書面（様式自由）により説明を求めることができる。

２　緑政土木局長は、前項の請求があった日の翌日から起算して原則として１０日以内に、前項の請求を行った者に対して書面により回答するものとする。

（技術提案等が不履行になった場合の違約金等）

第１３条　緑政土木局長は、契約の締結にあたり、受注者の責めに帰すべき事由により技術提案等が不履行になった場合に受注者が支払わなければならない違約金について、契約書に記載しなければならない。

２　前項の違約金の額は、次の式によって算出する額とする。

違約金の金額＝当初の委託代金額×（１―技術提案等に基づく評価点について実際に受注者が履行した内容に基づいて算出し直した点数／技術提案等に基づく評価点）

（その他）

第１４条　この要領に定めるもののほか、建設コンサルタント業務における緑政土木局総合評価落札方式による入札の実施に関して必要な事項は、緑政土木局長が別に定める。

附　則

この要領は、令和６年８月２２日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年１１月１日から施行する。

別紙１

評価項目の設定例（簡易型）

評価分野	評価項目	配　点
企業の建設コンサルタント業務実績	(1) 過去１５年間の同種・類似建設コンサルタント業務の履行実績	
	(2) 過去３年間の建設コンサルタント業務委託成績評定点の平均点	
	(3) ISO9001の認証取得状況	
配置予定技術者の建設コンサルタント業務実績	(1) 配置予定技術者の過去１５年間の同種・類似建設コンサルタント業務の履行実績	
	(2) 過去３年間の配置予定技術者の建設コンサルタント業務委託成績評定点の平均点	
	(3) 過去１年間のCPD取得実績	
地域貢献・地域精通度	(1) 本市内における本店・支店等の有無	
	(2) 過去１年間の災害協定等の締結等	
	(3) 本市内におけるボランティア活動実績等	
本市施策への貢献	(1) 環境配慮の取組み	
	(2) 障害者の雇用状況	
	(3) 子育て支援の取組み	
	(4) 女性の活躍の取組み	
	(5) ワーク・ライフ・バランスの取組み	
	(6) 再犯防止の取組み	

別紙２

評価項目の設定例（標準型）

評価分野	評価項目	配　点
企業の建設コンサルタント業務実績	(1) 過去１５年間の同種・類似建設コンサルタント業務の履行実績	
	(2) ISO9001の認証取得状況	
配置予定技術者の建設コンサルタント業務実績	(1) 配置予定技術者の過去１５年間の同種・類似建設コンサルタント業務の履行実績	
	(2)配置予定技術者の建設コンサルタント業務の実務経験	
	(3)過去１年間のCPD取得実績	
地域貢献・地域精通度	(1)本市内における本店・支店等の有無	
	(2)過去１年間の災害協定等の締結等	
	(3)本市内におけるボランティア活動実績等	
本市施策への貢献	(1)環境配慮の取組み	
	(2)障害者の雇用状況	
	(3)子育て支援の取組み	
	(4)女性の活躍の取組み	
	(5)ワーク・ライフ・バランスの取組み	
	(6)再犯防止の取組み	
技術提案	(1)技術提案の的確性	
	(2)技術提案の実現性	

別紙３

総合評価落札方式による契約に関する特約条項

（総合評価落札方式に係る技術提案等の履行の報告）
第１条　受注者は、この契約の入札時に行った技術提案等（以下「技術提案等」という。）の履行について、発注者が指定した様式により発注者に報告しなければならない。

（技術提案等が不履行になった場合の違約金）
第２条　受注者の責めに帰すべき事由により技術提案等について全部又は一部が不履行になった場合、受注者は発注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。
２　前項の違約金の額は、次の式により算出する。

違約金の金額＝当初の委託代金額×（１―技術提案等に基づく評価点について実際に受注者が履行した内容に基づいて算出し直した点数／技術提案等に基づく評価点）